

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例
(仮称) の考え方について

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

目 次

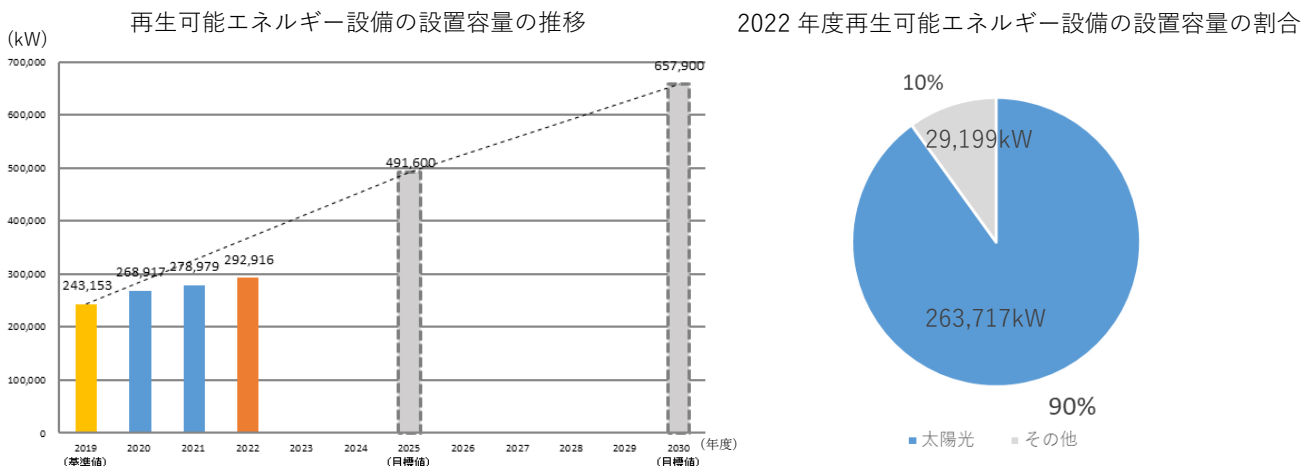
1	条例制定の背景・趣旨・・・・・・・・・・	3
2	豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に 関する条例（仮称）の骨子・・・・・・・・	5
3	スケジュール・・・・・・・・・・	6
4	参考資料・・・・・・・・・・	7

1 条例制定の背景・趣旨

(1) 背景

本市は、2021（令和 3）年 11 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、第 2 次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画を定めて 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2015（平成 27）年度比 46%削減、2050（令和 32）年度でのゼロカーボンシティ実現を目指しており、その実現のため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進しています。

2022（令和 4）年度の再生可能エネルギー設備の市内における設置容量は、基準値である 2019（令和元）年度と比較して 49,763kW 増加し 292,916kW となりましたが、第 2 次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画により設定している 2025（令和 7）年度の目標値である 491,600kW 及び 2030（令和 12）年度の目標値である 657,900kW を達成するためには、再生可能エネルギー設備の導入をより一層促進していく必要があります。



こうしたなか、再生可能エネルギー設備のなかでも太陽光発電設備は、2022（令和 4）年度における再生可能エネルギー設備の設置容量全体の 90%を占めており、目標達成へ向けて大きな役割を担っています。

しかしながら、太陽光発電設備の普及に伴い、設置に起因する土砂の流出や、不十分な維持管理により住民の生活環境へ影響を及ぼすといった問題が国内の各地で生じており、今後、市内においても太陽光発電設備の導入促進により様々な問題が増えることが懸念されます。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく認定を受けていない太陽光発電設備については、本市で設置状況や設置者等を全て把握できない状況となっておりますが、そのような太陽光発電設備で問題が発生した場合に、市が太陽光発電事業を行う者（以下「事業者」といいます。）に対して、速やかに対処できるようにしておくことが必要です。

その他、事業者と地域住民とのコミュニケーション不足により、太陽光発電事業に対する理解が得られず、地域住民が不信感を抱くような事例も発生しています。

(2) 趣旨

このような課題への対策として、太陽光発電設備の適正な設置や維持管理により、住民の生活環境及び自然環境の保全等を図ることを目的とする条例の制定を目指します。

条例では、太陽光発電設備の設置を推奨しない区域として「抑制区域」を指定するとともに、設置状況を把握するため、市との事前協議及び市への届出を義務付けます。また、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去をしない事業者に対しては、市が命令できることとします。

さらに、太陽光発電設備の設置工事に着手する前に、太陽光発電事業についての説明会を地域住民に対して開催することを事業者に義務付け、理解が得られるよう努めるものとします。

2 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 (仮称) の骨子

(1) 目的

この条例は、太陽光発電設備の設置及び維持管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な導入を促し、もって災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を図ることを目的とします。

(2) 条例の対象

出力が10キロワット以上の太陽光発電設備（建築物等に設置されるものを除きます。）

(3) 事業者の責務等

- ・太陽光発電事業に起因する災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全のために必要な措置を講じるよう努める。
- ・太陽光発電事業（以下「事業」といいます。）について地域住民の理解を得るよう努める。

上記のほか、事業者には太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理をさせるため、次に掲げる手続等を義務付けます。

- ・地域住民への説明会の開催前の市との事前協議
- ・地域住民への事業についての説明会の開催
- ・設置工事の着手、変更、完了及び中止の際の市への届出
- ・事業区域への事業についての標識設置
- ・太陽光発電設備等の適正な維持管理
- ・事業区域外へ支障が生じた場合の復旧及び再発防止のための措置
- ・事業を承継した場合の市への届出
- ・事業を廃止する場合の市への届出及び太陽光発電設備の適正な撤去

(4) 抑制区域

市長は、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を図るため、特に配慮が必要と認められる区域を事業区域に含めないよう周知します。

(5) 実効性確保

ア 報告及び資料の徴収等

市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる手段をとることができます。

- ・事業者から報告、資料の徴収
- ・事業区域又は事業所への立入り、質問
- ・必要な措置を講じるよう助言、指導

イ 勧告

市長は、(3)に掲げる手続等を行わない事業者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができます。

ウ 公表

市長は、事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

エ 命令

市長は、事業者が勧告に従わないときは、必要な措置をとるよう命令することができます。

オ 過料

市長は、事業者が命令に従わないときは、5万円以下の過料に処します。

(6) 施行日

令和7年7月1日

(7) 経過措置

この条例の施行日前に既に工事に着手している事業者については、地域住民への説明会及び工事着手の届出等の手続は、必要ありません。

3 スケジュール

年	月	項目
令和6年	7	環境審議会
	8	環境経済委員会
	9	パブリックコメント
	12	条例案提出
令和7年	1	周知
	7	施行

4 参考資料

(1) 他自治体の太陽光発電事業関連条例の制定状況

令和6年3月末現在公布済み 276 条例（県：8 条例、市町村：268 条例）

(2) 中核市、県内市及び近隣市の条例制定状況（令和6年7月末現在）

区分	自治体	施行日	条例の対象	設置手続				区域指定		罰則
				事前協議	説明会等	届出	許可	抑制区域	禁止区域	
中核市	石川県 金沢市	R5.4.1	・発電出力が20kW以上	○	○	○ (指定の区域外)	○	○	○	—
	滋賀県 大津市	R5.5.26 改正	・発電出力が50kW以上 ・事業区域の面積が1,000㎡超 ほか	○	○	—	○	○	○	—
	群馬県 前橋市	R5.6.27 改正	・市が指定した特別保全地区内の全ての設備	○	○	—	○	○	—	—
	山口県 下関市	R5.7.1	・発電出力が10kW以上	○	○	○	—	—	—	—
	群馬県 高崎市	R5.9.29 改正	・市が指定した特別保全地区内の全ての設備	○	○	—	○	○	—	—
	和歌山県 和歌山市	R6.3.22 改正	・事業区域の面積が25ha以上、又は民有林の面積が0.5ha超	○	○	—	○	—	—	—
	長野県 松本市	R6.4.1	・発電出力が10kW以上	○	○	—	○	○	○	—
	大阪府 高槻市	R6.7.1	・面積が10,000㎡以上 ・面積が500㎡以上で保全区域を含む	○	○	○	—	○	—	—
県内市	愛知県 瀬戸市	R1.10.1	・事業区域の面積が1,000㎡以上 ・出力が50kW以上	○	○	—	○	○	—	○
	愛知県 大府市	R3.7.1	・事業区域の面積が1,000㎡以上	○	○	—	○	—	—	○
	愛知県 新城市	R5.4.1	・全ての設備	○	○	○	—	—	○	○
近隣市	静岡県 湖西市	R4.7.1	・発電出力が10kW以上	—	○	—	○	○	—	—
	静岡県 浜松市	R5.9.19 改正	・発電出力が20kW以上	—	○	○	—	—	—	—
	豊橋市		・発電出力が10kW以上	○	○	○	—	○	—	○

(3) 抑制区域の指定の考え方について

本条例の施行規則において、事業区域に含めないよう周知する区域を、以下のとおり指定することを考えています。

区域	根拠法令	設定理由	位置図等
砂防指定地	砂防法		—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	太陽光発電設備の設置が、直接的に災害発生を助長するおそれがあるため指定	https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20613
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20037
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20037
保安林	森林法	太陽光発電設備の設置が、自然環境に及ぼす影響を考慮して指定	https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html#13/34.734982/137.394161/&base=pale&ls=pale%7Ca13&disp=11&lcd=a13&vs=c0glj0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m
第一種特別地域	自然公園法施行規則 愛知県立自然公園条例施行規則		https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20121
愛知県自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例		https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/504785.pdf
史跡名勝天然記念物	文化財保護法 愛知県文化財保護条例 豊橋市文化財保護条例	歴史上、芸術上、鑑賞上または学術上の価値が高く、失われると修復不可能なため指定	https://toyohashi-bihaku.jp/とよはしの美術・歴史・文化財を知る/郷土の文化財資料/
風致地区	都市計画法	太陽光発電設備の設置が、本市の良好な自然景観や歴史景観に及ぼす影響を考慮して指定	https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/8854/fuuti.pdf